

京都市太秦児童館の指定管理者である京都市太秦児童館運営委員会から、京都市児童館及び学童保育所条例第4条3項の規定に基づき、臨時に休館することについて、下記のとおり申請があったため、これを承認しました。

平成22年2月19日

京都市長 門川 大作

1 臨時に休館する施設

京都市太秦児童館及び京都市太秦児童館分室

2 臨時に休館する日

平成22年2月20日（土）

（保健福祉局子育て支援部児童家庭課）